## 平成十六年法律第百十九号

知的財産高等裁判所設置法

(趣旨)

第一条 この法律は、我が国の経済社会における 財産高等裁判所の設置のために必要な事項を定知的財産に関する事件を専門的に取り扱う知的 めるものとする。 ての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため、 知的財産の活用の進展に伴い、知的財産の保護 ことにかんがみ、知的財産に関する事件につい に関し司法の果たすべき役割がより重要となる 2

(知的財産高等裁判所の設置)

第二条 東京高等裁判所の管轄に属する事件のう 十九号)第二十二条第一項の規定にかかわらわせるため、裁判所法(昭和二十二年法律第五 財産高等裁判所を設ける。 、特別の支部として、東京高等裁判所に知的 次に掲げる知的財産に関する事件を取り扱

訴に係る訴訟事件であってその審理に専門的 判所が第一審としてした終局判決に対する控 業上の利益の侵害に係る訴えについて地方裁 る法律(令和二年法律第二十二号)第二条第 は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関す 正競争(不正競争防止法(平成五年法律第四 隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不 路配置利用権、著作者の権利、出版権、著作 な知見を要するもの 三項に規定する不正競争をいう。)による営 十七号)第二条第一項に規定する不正競争又 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回

準用する場合を含む。)の訴えに係る訴訟事 三条第一項(同法第六十八条第五項において 法(昭和三十四年法律第百二十七号)第六十 和三十四年法律第百二十三号)第四十七条第 第百七十八条第一項の訴え、実用新案法(昭 一十五号)第五十九条第一項の訴え又は商標 項の訴え、意匠法(昭和三十四年法律第百 特許法 (昭和三十四年法律第百二十一号)

る事件 審理に知的財産に関する専門的な知見を要す 前二号に掲げるもののほか、主要な争点の

第三条 最高裁判所は、知的財産高等裁判所に勤 (知的財産高等裁判所に勤務する裁判官等) 口頭弁論を併合して審理されるべき訴訟事件 は前号に掲げる事件で訴訟事件であるものと 第一号若しくは第二号に掲げる訴訟事件又

務する裁判官を定める。

2

(知的財産高等裁判所の司法行政事務)

第四条 知的財産高等裁判所が知的財産高等裁判 裁判官の会議の議によるものとし、知的財産高 務を行うのは、知的財産高等裁判所に勤務する 所における裁判事務の分配その他の司法行政事

裁判所長が、その議長となる。 る全員の裁判官でこれを組織し、 前項の会議は、知的財産高等裁判所に勤務す 知的財産高等

(知的財産高等裁判所事務局)

第五条 知的財産高等裁判所の庶務をつかさどら 裁判所事務局を置く。 せるため、知的財産高等裁判所に知的財産高等

この法律は、平成十七年四月一日から施行す

## 則 (令和二年四月二四日法律第二)

(施行期日) 号 附

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

る裁判官のうち一人に知的財産高等裁判所長を 最高裁判所は、知的財産高等裁判所に勤務す

等裁判所長が、これを総括する。